

- 2 海上コンテナ一詰輸入植物検疫要領第11に次の1項を加える。

「3 輸入者又は管理者から当該コンテナ一詰植物が検査された港頭地域から他の港頭地域へ当該植物を他の輸送機器に積み替えた後陸路輸送して消毒したい旨の申し出があつた場合には、「消毒貨物の積み替え陸路輸送取締実施要領」（昭和51年1月30日付け61農蚕第473号農蚕園芸局長通達）の規定によるものとする。」